

# のうぎょうと農業委員会

第28号

編集  
十和田市農業委員会  
☎516740

## 家族の決まりごとについて 家族みんなで話し合ってみませんか

昨年12月22日と今年2月23日、市役所で家族協定調印式が行われ、計4組の農家が協定を締結しました。

農業委員会では、より良い就労環境作りのため、家族経営協定の締結を推進しています。県内において10年連続して最多の締結数であり、現在129組の家族が協定のもと経営に励んでいます。

### ◆家族経営協定とは

家族間の十分な話し合いに基づき、家族で農業経営に携わる世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて取り決めるものです。



平成27年12月22日の調印式の様子



平成28年2月23日の調印式の様子

●協定書の作り方がわからなくても大丈夫です。農業委員会では、協定書のサンプル集を準備しており、その中から家族に合った内容を選んでいただくだけで、事務局が作成作業を代行します。

### ●締結のメリット

- ①認定農業者の共同申請（配偶者や後継者も認定農業者になることができます。）
- ②一定の要件を満たした場合、農業者年金の保険料の一部補助
- ③後継者や配偶者も制度資金を借りることが可能
- こんな人にお勧めです
- ①家族全員で、生活設計、農業経営の将来を話し合いたい人
- ②後継者が就農や結婚した人
- ③親夫婦、息子夫婦との同居を考えている人
- ④新規就農を目指している人など

## 移動農業委員会を 米田一本松地区で開催

3月20日に米田一本松地区（一本松公民館）で移動農業委員会を開催しました。

「法改正に伴う農業委員会制度の変更」、「農業者年金制度」、「全国農業新聞」などについて説明しました。

その後、参加者からの質疑を交えた活発な意見交換が行われました。

移動農業委員会は、農業委員会が地域に向いて、地域の皆さんと意見交換を行うものです。



PRビデオを使った農業者年金制度説明の様子（一本松公民館）

## クリスマス婚活パーティー でカップル2組が成立

昨年12月19日にJ.A十和田おいらせ本店において市農業後継者対策協議会主催の交流会第4弾「クリスマス婚活パーティー」を開催し、男女合わせて11人（うち男性7人、女性4人）が参加しました。

今回もマカロニを使ったクリスマスリース作り体験や官庁街通りでの場所探しゲーム、現代美術館観覧など盛りだくさんの内容でした。

カップリングの結果、2組のカップルが成立しました。今後も楽しんで参加していただけるような企画をしていきます。



## 農地は適正に、 責任を持って管理しましょう

### 農地転用は 許可が必要です

◆農地転用とは  
農地を住宅や店舗、駐車場などで利用するなど農地以外の用途にすることです。

一時的に資材置場や砂利採取場として利用する場合でも転用許可が必要です。

登記地目が山林・原野などでも、現況地目が農地の場合は、許可の対象となります。

◆無断で転用すると  
許可を受けずに無断で転用すると農地法違反となり、工事の中止とともに原状回復などの行政処分や、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることがあります。法人の場合はさらに厳しく、1億円以下の罰金が科せられることがあります。

地域によっては転用が制限されている場所もありますので、事前にご相談ください。

### 耕作しないで農地を 放置していませんか

農地を荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには相当な労力と時間がかかります。また、雑草の繁茂や種子の飛び散り・病虫害の発生などにより周辺の農地に悪影響を与えたり、廃棄物を不法投棄される恐れがあります。

相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合は、納税猶予が取り消されたり、農業者年金が減額されたりすることがあります。

### ◆耕作ができないかたは

高齢や労力不足、あるいは農地を相続したが農業をしたくないなどの理由で農地を放置していませんか。

農地中間管理機構の農地中間管理事業では、一定の条件に該当する場合は、同機構で農地の借り手を探しますので、お気軽に農業委員会にご相談ください。

## 視察研修報告

（1日目）独立行政法人農業者年金基金  
（2日目）登米市農業委員会

1月28日と29日の2日間、農業委員5人が視察研修に参加しました。今回の研修は、本市の農業者年金加入推進活動をより活発に進めていくことを目的とし、独立行政法人農業者年金基金（東京都）と登米市農業委員会（宮城県）を訪問しました。



農業者年金基金での研修の様子

主体的に取り組むことの重要性を改めて実感させられた意見交換会となりました。



登米市農業委員会での意見交換会の様子

## 農業者年金受給者 の皆さんへ

### 現況届は6月30日 までに提出を

農業者年金を受給している人は、6月30日までに市農業委員会へ「現況届」を提出しなければなりません。忘れずに農業委員会か支所市民生活係へ提出してください。提出しないと年金の支払いが保留されます。

なお、今年度は現況届の様式が大幅に変更となります。特に経営移譲年金や特例付加年金を受給している人は、「支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」欄を必ず記入し、署名して提出してください。

現況届が届いていない人、紛失した人、ご不明な人はお問い合わせください。

※農地についてのご相談は、お近くの農業委員か、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

問 農業委員会事務局  
☎516740